

法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実にに向けた基本的な方向性(概要)

(平成30年3月13日 中教審法科大学院等特別委員会)

プロセスとして質の高い法曹を養成するという理念を堅持しつつ、優れた資質を有する法科大学院志願者を回復し、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹となる途を一層充実するため、**既修者、未修者コースともに制度改革を推進**。

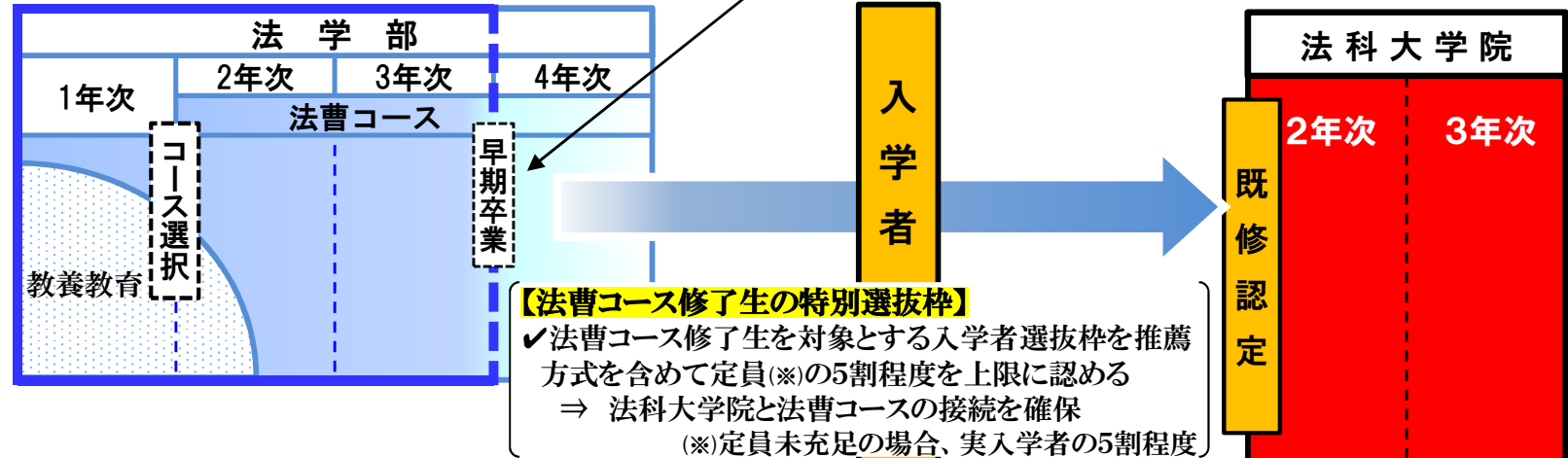
【方向性①】法科大学院と法学部等との連携強化

法学部に「法曹コース(仮称)」の設置を奨励し、法学部が法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対して、学部段階からより効果的な教育を行う。更に、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化する。

【学部3年次修了時点で法科大学院へ進学】

- ✓ 優秀な学生が、主として早期卒業を活用して、3年次修了時点で法科大学院へ進学できる仕組みを明確化
⇒ **時間的・経済的負担を軽減**
- ※ 学教法に規定されている現行の早期卒業制度は例外的な措置であるため、その在り方について検討

地方の学生も法科大学院での学修を経て法曹となることができるよう、法科大学院を設置していない大学の法学部が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することも期待。



【方向性②】法学未修者教育の質の改善

「共通到達度確認試験」など進級に当たっての質保証プロセスを導入するとともに、きめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援。

- ✓ 優れた未修者教育の実例・手法等を体系化し、共有可能とする
- ✓ 複数法科大学院での連携のため、教育課程や入学選抜の在り方を含めて調査研究を実施
- ✓ 社会人の入学促進策をも含め、上記以外の支援方策についても引き続き検討

他学部・社会人

- ✓ 入学者に占める純粋未修者や社会人経験者の割合を「3割以上」とする数値目標を見直し

